

第7期 飯田市分別収集計画

平成25年8月2日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保が非常に困難なものとなっているなかで、当市の最終処分場の残余期間は11年分の計画であり、少しでも長く使えるよう延命化を図る必要がある。

本計画はこのような状況に鑑み、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減。
- ・リサイクル商品の積極的使用による循環型社会の構築。
- ・分別収集の全市的な取り組みの推進。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、その他の紙、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	5,822 t	5,754 t	5,665 t	5,647 t	5,633 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を引き続き実施する。

- ・ごみ処理費用負担制度の運用
ごみの排出者にごみの排出量に応じてごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量を図る。
- ・買い物時の簡易包装化の推進
南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、平成21年2月よりレジ袋有料化（無料配布中止）を行ってきた。引き続き、マイバッグ持参運動を推進し、“平成26年9月までにレジ袋辞退率を95%以上にする”協議会の目標の達成を目指す。
- ・各地区まちづくり委員会等と連携したごみの削減と適正処理の推進
各地区まちづくり委員会、資源物回収団体、消費者団体、女性団体等と協力し、ごみの減量と適正処理を推進する。
- ・各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査の実施
各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を実施し、容器包装等の資源物の混入状況を公表することで、リサイクルに係る市民の意識の向上を図る。
- ・家庭から排出されるごみを減量する方法の研究
ごみの適正処理啓発市民ボランティアをはじめ、市民と市が連携し、家庭から排出されるごみを減量する方法を研究する。
- ・ごみ分別学習会等への講師の派遣
廃棄物の適正な処理について知識を有する市民で市長が委嘱した者を、環境アドバイザーとして登録し、地域等で開催されるごみ分別学習会等へ講師として派遣する。また、リデュース、リユース、リサイクルによる循環型まちづくりを目指すための講座を実施する。
- ・学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及
小中学校における環境マネジメントシステムの取組により、義務教育においてごみの減量や分別などを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ中間処理施設、最終処分場等の処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の利便性や協力度、民間の受け入れ施設、回収効率等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄の通りとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	資源ごみ	金属資源
主として ガラス製の 容器	ガラスびん	(透明) (茶) (その他)
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		
主として段ボール製の容器	資源ごみ	紙資源 (段ボール)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源ごみ	紙資源 (その他紙) ※1
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ資源	

※1 現行の市の分別区分である「紙資源」中の「その他紙」で混合回収するものとする。

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
主としてスチール製の容器	175t		169t		164t		164t		160t	
主としてアルミ製の容器	175t		169t		164t		164t		160t	
無色のガラス製容器	(合計) 193t		(合計) 192t		(合計) 186t		(合計) 186t		(合計) 186t	
	(引渡) 0t	(独自) 193t	(引渡) 0t	(独自) 192t	(引渡) 0t	(独自) 186t	(引渡) 0t	(独自) 186t	(引渡) 0t	(独自) 186t
茶色のガラス製容器	(合計) 159t		(合計) 158t		(合計) 156t		(合計) 156t		(合計) 156t	
	(引渡) 0t	(独自) 159t	(引渡) 0t	(独自) 158t	(引渡) 0t	(独自) 156t	(引渡) 0t	(独自) 156t	(引渡) 0t	(独自) 156t
その他の色のガラス製容器	(合計) 68t		(合計) 68t		(合計) 67t		(合計) 67t		(合計) 67t	
	(引渡) 0t	(独自) 68t	(引渡) 0t	(独自) 68t	(引渡) 0t	(独自) 67t	(引渡) 0t	(独自) 67t	(引渡) 0t	(独自) 67t
主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	133t		132t		130t		130t		130t	
主として段ボール製の容器	717t		710t		700t		700t		700t	
主として紙製の容器であって、上記以外のもの	(合計) 391t		(合計) 387t		(合計) 380t		(合計) 380t		(合計) 380t	
	(引渡) 0t	(独自) 391t	(引渡) 0t	(独自) 387t	(引渡) 0t	(独自) 380t	(引渡) 0t	(独自) 380t	(引渡) 0t	(独自) 380t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 83t		(合計) 83t		(合計) 82t		(合計) 82t		(合計) 78t	
	(引渡) 83t	(独自) 0t	(引渡) 83t	(独自) 0t	(引渡) 82t	(独自) 0t	(引渡) 82t	(独自) 0t	(引渡) 78t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,370t		(合計) 1,357t		(合計) 1,344t		(合計) 1,348t		(合計) 1,348t	
	(引渡) 1,370t	(独自) 0t	(引渡) 1,357t	(独自) 0t	(引渡) 1,344t	(独自) 0t	(引渡) 1,348t	(独自) 0t	(引渡) 1,348t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

※ 平成 29 年に南信州広域連合の次期ごみ中間処理施設が稼働する予定であり、それに伴いごみの分別区分が変更となり、市民への周知が図られるため分別が向上し、埋立ごみなどに混入していた「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」の量が増加する見込みである。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=平成18年度から22年度の5年間の実績値の傾向に基づくハイオーダー曲線式による原単位×計画人口

なお、計画人口については、飯田市第5次基本構想基本計画における平成28年度の計画人口を平成28年度の計画人口とし、平成23年度から27年度は直線補間で、平成29年度から30年度は次期基本構想基本計画が策定されていないため、平成28年度の計画人口のままの推移で算定した。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
103,942人	102,971人	102,000人	102,000人	102,000人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集、運搬段階	選別、保管等 段階
主としてスチール製の容器	資源ごみ 金属資源	市による定期回収	民間業者 (委託)
主としてアルミニウム製の容器			
主としてガラス製の容器	ガラスびん	(透明)	市による定期回収
		(茶色)	
		(その他)	
主として段ボール製の容器	資源ごみ 紙資源 (その他)	市による定期回収	民間業者 (委託)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			
主として紙製の容器であって、上記以外のもの			
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期回収	民間業者 (委託)

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ資源	市による定期回収	民間業者 (委託)
-----------------------------	------	----------	--------------

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

- ・スチール製容器及びアルミ製容器については、市内の民間事業者処理を委託する。
- ・ガラスびん及びペットボトルについては、市内の民間事業者減容圧縮・保管等を委託する。
- ・段ボール製容器包装及びその他の紙製容器包装については、市内の民間事業者処理を委託する。
- ・その他プラスチック製容器包装については、市内の民間事業者選別減容圧縮・保管等を委託する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
主としてスチール製の容器	資源ごみ	金属資源	袋	ダンプ車等	民間業者 (委託)
主としてアルミニウム製の容器					
主としてガラス製の容器	ガラスびん	(透明)	折り畳み式エコバッグ	ユニック車	民間業者 (委託)
		(茶色)			
		(その他)			
主として段ボール製の容器	資源ごみ	紙資源 (段ボール)	縛る	ダンプ車等	民間業者 (委託)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙資源 (その他)			
主として紙製の容器であって、上記以外のもの					
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		折り畳み式エコバッグ	ユニック車	民間業者 (委託)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ資源		袋	パッカー車等	民間業者 (委託)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 資源物回収団体への活動支援
あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録された、市内に居住する者で組織し、営利を目的としない団体に補助金を交付し、活動を支援する。
- 食品スーパー等の店頭回収の利用促進
飯田市のウェブサイトやごみリサイクルカレンダー等による広報を通じ、食品スーパー等におけるトレイ、ペットボトル、紙パック、アルミ缶等の店頭回収の利用を促進する。